



県章

# 山形県公報

平成30年8月31日（金）

第2974号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…835
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…836
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程の一部を改正する規程……………（農政企画課）…同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）…843
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…853
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 同……………（同）…同
- 事業の認定……………（同）…854
- 同……………（同）…855
- 同……………（同）…856
- 同……………（同）…858

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁総務課）…859
- 同……………（同）…860
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会計局）…同
- 平成31年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集……………（教育委員会）…同
- 一般競争入札の公告……………（新庄病院）…861

## 告 示

### 山形県告示第652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ソーシャルトライ 寒河江市大字寒河江字塩水6番地の1	就労移行支援事業所むすび 寒河江市大字寒河江字塩水4番地の1	就 労 移 行 支 援	平成30. 7. 3

**山形県告示第653号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
サードステージ株式会社	在宅支援サービス 澄花 鶴岡市西新斎町6番45号	訪問介護	平成30. 8. 10

**山形県告示第654号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
株式会社まごころ 東田川郡庄内町余目字土堤下28番地1	結夢家 東田川郡庄内町余目字猿田20番地47	就労継続支援（B型）	20名	平成30. 7. 31

**山形県告示第655号**

山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程（平成25年3月県告示第268号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

**山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程**

第1条中「農作物等」を「農林水産物等」に、「農作物の」を「農林水産物の」に改める。

第2条第2号中「農産物販売金額」を「農畜産物販売金額」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 林業事業者 森林所有者（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に掲げる森林整備法人をいう。）、森林所有者の組織する団体（同令第11条第8号に掲げるものをいう。）及び造林業、育林業又は素材生産業を営む者をいう。

(5) 水産業者 水産業（水産動植物の採捕若しくは養殖の事業又は水産動植物を原料若しくは材料として、食料、飼料、肥料、糊料、油脂若しくは皮を生産する事業をいう。以下同じ。）を営む者、水産業を営む者の組織する団体（3以上の水産業を営む者により組織される団体のうち、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるものをいう。）、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会をいう。

第3条第1項中「又は農業者」を「、農業者、土地改良区、林業事業者又は水産業者」に改め、同項第1号中「第7号」を「第13号」に改め、同項第2号中「次項第8号」を「次項第14号」に改め、同条第2項第1号中「農業用等施設復旧事業」を「農業用施設等復旧事業」に、「おうとう加温施設」を「加温施設」に改め、同項中第8号を第14号とし、第4号から第7号までを6号ずつ繰り下げ、同項第3号中「病虫害防除」を「病虫害等の防除」に改め、同号を同項第9号とし、同項第2号の次に次の6号を加える。

(3) 畜産施設等災害対策事業 畜産施設等の復旧のための工事及び資材等の購入等並びに災害に対応するための機器の整備等に要する経費の3分の1に相当する額以内の額

(4) 小規模農地等災害緊急復旧事業 小規模な農地等の原形復旧のための工事に要する経費の3分の1に相当す

る額以内の額

- (5) 林内路網災害緊急復旧事業 林道以外の林内路網の復旧のための工事等に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
- (6) 漁船等復旧事業 漁船等の復旧に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
- (7) 農業用水確保対策事業 干害時の農業用水を確保するための水路等の掘削工事、送水又は灌水<sup>かん</sup>施設の設置、揚水機等の賃借等及び燃料の購入等に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
- (8) 園芸作物等高温対策事業 高温に対応するための換気扇等の設置、遮光資材の購入等に要する経費の3分の1に相当する額以内の額

別記様式第1号（その1）中

事業対象施設名（作物）	事業対象面積	事業対象棟数	施設設置経過年数
	a	棟	年
~~~~~			

を

事業対象施設等名（作物）	事業量	施設等設置経過年数
		年
~~~~~		

に改め、同様式の注書第1項及び第2項中「第3条第2項第1号から

第3号まで」を「第3条第2項第1号及び第2号」に改め、同注書中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別記様式第1号（その2）の注書第1項及び第2項中「第3条第2項第4号から第9号まで」を「第3条第2項第9号から第14号まで」に改め、同様式を別記様式第1号（その7）とし、別記様式第1号（その1）の次に次の5様式を加える。

様式第1号（その2）

事業計画（成績）書

（災害名）

1 事業の目的及び概要

- (1) 目的
  - (2) 実施（予定）期間
  - (3) 実施（予定）概要
- 2 事業の内容及び経費の配分

事業区分	事業の内容及び概要		事業の内容及び概要	事業費の内訳（経費の配分）				実施期間		摘要 (事業完了年月日)	
	事業主体 (名称・代表者名・住所)	事業対象農家戸数		事業対象工事又は 機器・資材等の名称	事業量	総事業費	補助対象経費	県費	市村費		その他
合計		戸			円	円	円	円	円		

(注) 1 この計画（成績）書は、第3条第2項第3号及び第8号に掲げる事業について記載すること。また、災害ごとに別紙とすること。  
 2 事業費の内訳のうち、県費については、1円未満の端数を切り捨てること。  
 3 添付書類

- (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱
- (2) 位置図（当該事業を実施する位置がわかる5万分の1の地図）
- (3) 事業主体が農業者の組織する団体である場合は、組織及び運営に関する規程又は約款
- (4) その他事業実施に必要な書類

様式第1号（その3）

事業計画（成績）書

（災害名）

1 事業の目的及び概要

- (1) 目的
- (2) 実施（予定）期間
- (3) 実施（予定）概要

2 事業の内容及び経費の配分

事業区分	事業の内容及び概要			事業の内容及び概要			事業の内容及び概要			事業の内容及び概要		事業の内容及び概要			
	事業主体 (名称・ 代表者 名・住所)	事業 対象 農家 戸数	所在地	被害の内容	箇所 番号	工種	事業量	総事業費	補助対象経費	事業費の内訳（経費の配分）			実施期間		
									費	市 村	町 費	そ の 他	着工（予 定）年月 日	竣工（予 定）年月 日	摘要 (事業完了 年月日)
合計								円	円	円	円	円			

- (注) 1 この計画（成績）書は、第3条第2項第4号に掲げる事業について記載すること。また、災害ごとに別紙とすること。  
 2 被害の内容は、被害品目並びに被害を受けた農地等の種別（田、畑、水路、農道、ため池等）及び面積等を記載すること。  
 3 工種は畦畔復旧、土砂撤去等、具体的な工事内容を記載すること。  
 4 事業費の内訳のうち、県費については、1円未満の端数を切り捨てること。  
 5 添付書類  
 (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱  
 (2) 位置図（当該事業を実施する位置がわかる5万分の1の地図）  
 (3) 事業主体が農業者の組織する団体である場合は、組織及び運営に関する規程又は約款  
 (4) 箇所番号ごとの被害状況写真（事業成績書にあっては、復旧後写真）  
 (5) 事業費算定根拠（見積書等）  
 (6) その他事業実施に必要な書類

様式第1号（その4）

事業計画（成績）書

（災害名）

1 事業の目的及び概要

- (1) 目的
  - (2) 実施（予定）期間
  - (3) 実施（予定）概要
- 2 事業の内容及び経費の配分

事業区分	事業の内容			事業費	補助対象経費	事業費の内訳（経費の配分）			実施期間		摘要 （事業完了年月日）	
	事業主体 （名称・代表者名・住所）	区分 （林業用道・森林作業道等の別）	路線名			位置 （市町村名）	箇所 番号	幅員	延長	市 村 費		町 費
合計				円	円	円	円	円	円			

- （注）1 この計画（成績）書は、第3条第2項第5号に掲げる事業について記載すること。また、災害ごとに別紙とすること。  
 2 事業費の内訳は、路線ごとに記載すること。  
 3 延長は、路網の中心線の長さの合計とし、1メートル未満の端数があるときには、その端数を切り上げて記載すること。  
 4 事業費の内訳のうち、県費については、1円未満の端数を切り捨てること。  
 5 添付書類

- (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱
- (2) 位置図（当該事業を実施する位置がわかる5万分の1の地図）
- (3) 事業主体が森林所有者の組織する団体である場合は、組織及び運営に関する規程又は約款
- (4) 箇所番号ごとの被害状況写真（事業成績書にあっては、復旧後写真）
- (5) その他事業実施に必要な書類

様式第1号（その5）

事業計画（成績）書

（災害名）

1 事業の目的及び概要

- (1) 目的
- (2) 実施（予定）期間
- (3) 実施（予定）概要

2 事業の内容及び経費の配分

事業区分	事業の内容				船舶の総トン数及び船質	漁業種類	事業対象隻数	事業費の内訳（経費の配分）			実施期間		摘要 （事業完了年月日）
	事業主体 （名称・代表者名・住所）	機関の種類及び馬力数	船舶の総トン数及び船質	その他の設備				現船の船齢	船費	市村費	その他	着工（予定）年月日	
合計					t		隻	円	円	円			

（注）1 この計画（成績）書は、第3条第2項第6号に掲げる事業について記載すること。また、災害ごとに別紙とすること。

2 総トン数は、小数点以下第1位まで記載すること。

3 事業費の内訳のうち、県費については、1円未満の端数を切り捨てること。

4 添付書類

- (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱
- (2) 位置図（当該事業を実施する位置がわかる5万分の1の地図）
- (3) 事業主体が水産業を営む者の組織する団体である場合は、組織及び運営に関する規程又は約款
- (4) その他事業実施に必要な書類

様式第1号（その6）

事業計画（成績）書

（災害名）

1 事業の目的及び概要

- (1) 目的
  - (2) 実施（予定）期間
  - (3) 実施（予定）概要
- 2 事業の内容及び経費の配分

事業区分	事業主体		事業の業			事業内容	総事業費	事業費の内訳（経費の配分）			実施期間		摘要 （事業完了年月日）
	事業主体 （名称・代表者名・住所）	事業対象農家戸数	事業対象作物名	受益面積	事業対象工事又は機器等の名称			事業量	補助対象経費	市費	町費	その他	
合計		戸		ha			円	円	円	円			

- (注) 1 この計画（成績）書は、第3条第2項第7号に掲げる事業について記載すること。また、災害ごとに別紙とすること。  
 2 面積は、小数点以下第1位まで記載すること。  
 3 事業費の内訳のうち、県費については、1円未満の端数を切り捨てること。  
 4 添付書類

- (1) 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱
- (2) 位置図（当該事業を実施する位置がわかる5万分の1の地図）
- (3) 事業主体が農業者の組織する団体である場合は、組織及び運営に関する規程又は約款
- (4) その他事業実施に必要な書類

別記様式第3号中「農作物等災害対策事業計画変更承認申請書」を「農林水産物等災害対策事業計画変更承認申請書」に改める。

別記様式第4号中「農作物等災害対策事業遂行状況報告書」を「農林水産物等災害対策事業遂行状況報告書」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「農作物等災害対策事業」を「農林水産物等災害対策事業」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

**山形県告示第656号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 山形県米穀集荷協同組合  
 理事長 滝田 俊一郎  
 山形市東籠野町43
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
高橋 重人 村山市河島山4-9 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成30年7月31日
鈴木 美由紀 村山市大字湯野沢165 玄米	同 左		
尾崎 彰太郎 尾花沢市大字鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
渡部 正寛 最上郡最上町大字志茂103 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 宗一 最上郡舟形町長沢1206-2 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 幸平 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 まつ 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左		
長谷部 甚作 長井市成田1747 玄米、大豆、そば	同 左		
城戸口 捷己 山形市大字古館228 玄米	同 左		

庄司 保志 天童市大字山口193 もみ、玄米	同 左
大泉 貴夫 天童市久野本二丁目2-1 もみ、玄米	同 左
加藤 洋三 上山市新町一丁目7-33 玄米、そば	同 左
丹野 正英 西村山郡河北町大字溝延389 もみ、玄米、大豆	同 左
伊藤 忠一 西村山郡大江町大字小見234 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
井上 信敏 村山市大字河島乙209-1 玄米、大豆、そば	同 左
森 裕子 村山市楯岡笛田三丁目1-13 玄米、大豆	同 左
須藤 賢治 村山市大字名取2458 玄米	同 左
植松 伸之 東根市大字長瀬1360 玄米	同 左
黒山 典之 尾花沢市大字丹生312 玄米、大豆、そば	同 左
大崎 剛 尾花沢市大字正巖551 玄米、大豆、そば	同 左
本間 正子 尾花沢市大字野黒沢200 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
国分 政行 尾花沢市大字名木沢83 玄米、大豆、そば	同 左
富樫 利宏 新庄市万場町5-10 玄米、大豆、そば	同 左
柿本 吉雄 新庄市栄町6-2 玄米、大豆、そば	同 左
五十嵐 峰夫 最上郡最上町大字本城46 玄米、大豆、そば	同 左

佐々木 重四郎 最上郡最上町大字向町631 玄米、大豆、そば	同 左
井上 孝一 新庄市金沢2330-1 玄米、大豆、そば	同 左
手塚 昌之 米沢市大字上新田659-2 玄米、大豆、そば	同 左
竹田 正幸 南陽市高梨471-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
茂出木 公夫 南陽市竹原2850-4 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石川 忠良 東置賜郡高畠町大字高畠707-5 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 一之 東置賜郡高畠町大字高畠501-1 C-1 玄米、大豆、そば	同 左
淀野 昭仁 東置賜郡川西町大字吉田3383 玄米、大豆	同 左
井上 文典 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 優子 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
飯沢 健司 長井市館町南3-1-1 玄米、大豆、そば	同 左
淵田 謙一 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左
佐藤 吉男 酒田市大町10-8 もみ、玄米、大豆	同 左
石川 尚 酒田市東中の口町2-4 もみ、玄米、大豆	同 左
小島 行雄 酒田市浜田一丁目2-7 玄米、大豆	同 左
山崎 信一郎 山形市大字松原382-10 もみ、玄米	同 左

吉田 和人 上山市栄町二丁目7-8-7 もみ、玄米	同 左
大津 敏春 東村山郡中山町大字柳沢17 もみ、玄米	同 左
秋葉 一司 東村山郡中山町大字長崎4477 玄米、大豆、そば	同 左
山崎 政彰 西村山郡河北町大字溝延字千苺47-1 玄米、大豆	同 左
設楽 敏英 西村山郡河北町谷地字十二堂2 玄米、大豆、そば	同 左
柴田 七郎兵衛 西村山郡朝日町大字宮宿1026-40 玄米、大豆、そば	同 左
大山 清博 尾花沢市大字丹生1499 玄米	同 左
鈴木 亙 尾花沢市禁町二丁目3-7 玄米	同 左
大類 亮 尾花沢市横町一丁目6-8 玄米	同 左
星田 政一 尾花沢市大字牛房野549 玄米、そば	同 左
今野 悦子 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124 玄米	同 左
小倉 豊 新庄市十日町971 玄米	
小野寺 智保 最上郡金山町大字金山419 玄米、大豆、そば	同 左
栗田 勝治 最上郡金山町大字金山409 玄米、大豆、そば	同 左
柴崎 継夫 最上郡最上町大字東法田592-1 玄米、大豆、そば	

高橋 志朗 最上郡舟形町舟形281-5 玄米	同 左
近岡 秀一 最上郡真室川町大字新町823 玄米	同 左
我妻 正昭 米沢市大字浅川1212 玄米	同 左
伊藤 雅幸 東置賜郡川西町大字下奥田1499-4 玄米	同 左
舟山 一美 西置賜郡小国町大字若山335 玄米	同 左
富樫 信吉 山形市大字風間1342-10 もみ、玄米	同 左
高橋 治 天童市大字寺津182 もみ、玄米	同 左
渡邊 健一 東村山郡山辺町大字大寺411 もみ、玄米	同 左
工藤 浩 天童市駅西二丁目8-16 サンホワイトB201 玄米、大豆、そば	同 左
大津 朋洋 東村山郡中山町大字柳沢17 玄米	同 左
佐藤 智之 東根市大字羽入783 玄米	同 左
逸見 弘子 西村山郡河北町西里1348-2 玄米、大豆	同 左
西村 修 西置賜郡白鷹町大字畔藤6453-1 玄米	同 左
富樫 宏一 新庄市万場町5-10 玄米	同 左
高橋 修 最上郡舟形町長沢1106 玄米	同 左

安喰 昭裕 山形市十日町二丁目3-2 玄米	同 左
鈴木 文明 山形市松山三丁目10-17 ウィン ディア松山A102 そば	同 左
鈴木 亮吉 東根市大字蟹沢341 玄米	同 左
渡辺 貴志 東根市大字東根甲181 玄米、大豆	同 左
井上 なほみ 新庄市金沢2330-1 玄米	同 左
櫻井 卓弥 山形市大字中野216 玄米、大豆	同 左
角屋 晃孝 米沢市泉町二丁目1-70-3 玄米	同 左
渡邊 徹 東村山郡山辺町大字大寺411 玄米	同 左
茂出木 純也 南陽市竹原2850-4 玄米	同 左
淵田 春美 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左
佐藤 良平 酒田市小泉字上川原62-内2-2 玄米	同 左
高津 史康 寒河江市南町二丁目5-22 玄米、小麦、大豆	同 左
香曾我部 健 山形市江俣三丁目7-28 玄米	同 左
成原 恵美 西村山郡朝日町大字宮宿1076-9 みなみハイツB-5 玄米	同 左
斉藤 咲恵子 尾花沢市大字名木沢83 玄米	同 左

今野 寿洋 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124 玄米	同 左
小野寺 賢一 最上郡金山町大字金山419 玄米	同 左
渡部 由里子 最上郡最上町大字志茂103 玄米	同 左
佐々木 和代 山形市北町四丁目6-11-404 玄米	同 左
笹 玲児 新庄市大字飛田1085 玄米	同 左
須賀 正樹 米沢市窪田町藤泉27 玄米	同 左
竹田 幸広 南陽市高梨471-3 玄米	同 左
佐藤 太 東置賜郡高畠町大字高畠404-1 玄米	同 左
後藤 周一 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米	同 左
結城 友靖 山形市桜町四丁目1-5 玄米、大豆、そば	同 左
武田 信 山形市大森493 グリーンハウス 大森205 玄米	同 左
安達 史隆 南陽市高梨933-33 玄米	同 左
福井 晋哉 山形市瀬波三丁目1-28 玄米	同 左
佐藤 健治 山形市みはらしの丘一丁目31-9 玄米	同 左
高橋 彰良 村山市河島山4-9 玄米	同 左

柿本 卓也 新庄市栄町5-3 玄米、大豆、そば	同 左		
我妻 正考 米沢市大字浅川1212 玄米、大豆	同 左		
井上 元紀 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 玄米	同 左		
樋口 幹夫 西置賜郡飯豊町大字萩生1500-8 玄米	同 左		
淵田 正樹 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米	同 左		
石川 直美 酒田市東中の口町2-4 玄米	同 左		
小島 隆行 酒田市新橋二丁目1-77 玄米	同 左		
佐藤 暁 東田川郡庄内町狩川字西田115-14 玄米	同 左		
熊倉 寿 山形市江南一丁目20-6 玄米	同 左		
大川 好友 鶴岡市文下字久保田142 玄米	同 左		
尾崎 雄大 尾花沢市鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
松澤 英紀 新庄市金沢2203-1 玄米	同 左		
関 陽介 東置賜郡高島町大字馬頭1574 玄米	同 左		

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 有限会社鈴木農産企画  
 代表取締役社長 鈴木 孝征  
 鶴岡市小中島字猫作73-2
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
鈴木 紀生 鶴岡市小中島字猫作73-2 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年4月24日
鈴木 孝征 鶴岡市小中島字猫作73-2 玄米			

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社ヤマラクフーズ  
代表取締役 山口 長一  
南陽市宮内715-3

- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
株式会社ヤマラクフーズ 代表取締役 原田 陽一 南陽市宮内715-3	株式会社ヤマラクフーズ 代表取締役 山口 長一 南陽市宮内715-3	平成30年6月19日

- 4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人庄内産直センター  
組合長理事 渡部 正一  
鶴岡市栃屋字天保恵65-3

- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
榎本 直樹 鶴岡市羽黒町後田字東105 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成30年8月9日

- 5 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社野川ファーム  
代表取締役社長 野川 晶弘  
天童市万代1-2

- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
伊藤 博美 天童市大字北目2086-1 芳賀15街区23 もみ、玄米	伊藤 博美 天童市芳賀タウン北一丁目1-28 もみ、玄米	国内産農産物に限る。	平成30年8月9日 (住所の変更に係るものにあつては同年2月8日)
細谷 浩司 東根市大字羽入1715-8 玄米	同 左		

岡崎 直人 西村山郡河北町谷地庚1104 玄米	同 左	
高橋 清信 酒田市下青沢字山添175 玄米	同 左	
加藤 宙 酒田市松原南14-7 玄米	同 左	
山口 敏春 仙台市青葉区上愛子蛇台原52-43 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
深瀬 和浩 東根市本丸北一丁目6-2 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
菊地 輝久 山形市大字向新田字向野276-2 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
鈴木 祐次郎 山形市あけぼの一丁目6-25 シャルムAKEBONO101 飼料用もみ、飼料用玄米	鈴木 祐次郎 山形市あけぼの一丁目6-25 シャルムAKEBONO101 飼料用もみ、玄米	
大沼 正人 東田川郡庄内町西袋字村立52 飼料用もみ、玄米	同 左	
村上 大輔 東田川郡庄内町廿六木字三百地77-1 飼料用もみ、飼料用玄米	村上 大輔 東田川郡庄内町廿六木字三百地77-1 飼料用もみ、玄米	
阿部 久栄 東村山郡中山町大字長崎6118-46 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
吉田 政宏 山形市七日町一丁目4-47 シティタワー山形七日町1805 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
堀子 陽一 東根市神町東一丁目4-14-7 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
管 祐一郎 西村山郡河北町谷地字砂田233-4 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左	
卯月 博英 寒河江市西根一丁目2-3 玄米	同 左	
	林郷 祐大 山形市清住町二丁目8-46 玄米	

**山形県告示第657号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	土 門 歳 夫	酒田市前川字宮田32番地

**山形県告示第658号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成30年8月31日から同年9月14日まで縦覧に供する。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市十日町一丁目565番から 同 635番1まで	旧	13.5メートル } 7.7	メートル 31
同 上	新	19.0メートル } 16.0	同 上

**山形県告示第659号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市及び鶴岡市（赤川）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成30年8月20日から平成31年3月11日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、定期横断測量及び河川深淺測量）

**山形県告示第660号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡金山町大字朴山及び同町大字中田（一般国道13号）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成30年8月27日から平成31年2月8日まで
- 3 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量）

### 山形県告示第661号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 起業者の名称

学校法人諏訪学園

#### 2 事業の種類

山形医療技術専門学校体育館棟、多目的グラウンド建設工事及びこれに伴う農業用水路付替工事

#### 3 起業地

(1) 収用の部分 山形市大字前明石字水下地内

(2) 使用の部分 なし

#### 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形医療技術専門学校体育館棟及び多目的グラウンド建設工事（以下「本体事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地に存する農業用水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である学校法人諏訪学園は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

超高齢社会を迎え、質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を通じた医療及び介護の総合的な確保が求められていることから、理学療法士、作業療法士に求められるニーズが多様化・複雑化しており、これまで以上に高度な知識や技術を持った理学療法士や作業療法士を養成することが喫緊の課題となっているが、現行の専門学校ではその対応に限界があるため、専門職大学への早期移行が求められている。

本件事業を実施することで、専門学校から専門職大学への移行が可能となり、より高度な知識や技術を持った理学療法士や作業療法士を養成することができるため、超高齢社会に対応した社会福祉貢献の充実が図られる。

また、当施設を活用した介護予防教室等の開催など、当大学を核とした地域貢献にもつながることとなる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、本件事業内の土地は埋蔵文化財の包蔵地になっているが、埋蔵文化財が確認された場合には、起業者において山形市教育委員会と協議のうえ適切な措置を講ずることとしている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、「専門職大学設置基準」における校地、校舎等の施設及び設備に定める基準を満たすこと及び利用する学生の利便性や安全性等により申請案のほか周辺の2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は本校舎敷地に隣接しており、利便性や安

全性に優れているほか、騒音等の周辺への影響も少なく、また、農地であるため経済性にも優れていること等、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

- ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、超高齢社会を迎え、質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を通じた医療及び介護の総合的な確保が求められていることから、理学療法士、作業療法士に求められるニーズが多様化・複雑化しており、これまで以上に高度な知識や技術を持った理学療法士や作業療法士を養成することが喫緊の課題となっているが、現行の専門学校ではその対応に限界があるため、専門職大学への早期移行が求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

## 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

## 山形県告示第662号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 起業者の名称

山形市

### 2 事業の種類

山形市西山形コミュニティセンター建設事業

### 3 起業地

(1) 収用の部分 山形市大字柏倉字塩辛田地内

(2) 使用の部分 なし

### 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市西山形コミュニティセンター建設事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

西山形コミュニティセンターは、築後41年が経過し、建物全体の老朽化が著しいほか、耐震基準を満たしておらず、活断層上に位置していることから地域づくりの活動拠点として適していない状況である。また、少ない部屋数に対し利用者は多いため、利用時間帯を調整しながら対応しているところである。加え

て、来館する利用者の大半は車を利用しているため、現在の駐車スペースでは不足しており、地域団体等の集会やサークル活動の際に支障を来している状況である。

また、同じ西山形地区にある西部児童館も築50年を経過しており、施設全体の老朽化が著しいことに加え、西山形コミュニティセンターと同様に耐震基準を満たしていないほか、活断層上に位置していることから、多くの子供たちが集う場としては適さないため、移転改築を余儀なくされている。

本件事業によりコミュニティセンターを新たに建設することで、建物の老朽化や狭あい性を解消し地域住民の利便性を向上させるとともに、施設の耐震化を図り市の収容避難所、防災拠点として市民の安全、安心を確保することが可能となる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、十分な敷地面積の確保、施設利用者の利便性や安全性、経済性等により申請案のほか2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案はほぼ整形な土地であり十分な敷地面積が確保できるほか、支障物件も少なく、また、国道に接していないため渋滞や交通事故等の危険性が少なく安全性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、西山形コミュニティセンターは、築後41年が経過し、建物全体の老朽化が著しいほか、耐震基準を満たしておらず、活断層上に位置していることから地域づくりの活動拠点として適していない状況である。また、少ない部屋数に対し利用者は多いため、利用時間帯を調整しながら対応しているところである。加えて、来館する利用者の大半は車を利用しているため、現在の駐車スペースでは不足しており、地域団体等の集会やサークル活動の際に支障を来している状況である。

また、同じ西山形地区にある西部児童館も築50年を経過しており、施設全体の老朽化が著しいことに加え、西山形コミュニティセンターと同様に耐震基準を満たしていないほか、活断層上に位置していることから、多くの子供たちが集う場としては適さないため、移転改築を余儀なくされている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

山形県告示第663号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

山形市

2 事業の種類

山形市南部への児童遊戯施設整備事業及びこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分 山形市大字片谷地字谷地地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市南部への児童遊戯施設整備事業（以下「本体事業」という。）は、土地収用法第3条第23号に規定する「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地に存する農業用道路及び農業用水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

既存の児童遊戯施設「べにっこひろば」は休日を中心に当初計画していた利用想定をはるかに超える来場者が訪れ、利用者からは混雑の解消と安全性の確保が求められている。また、「べにっこひろば」は市の北部に整備されていることから、市全域における子育て支援機能を更に充実させるために、市の南部へ新たな児童遊戯施設の整備が求められている。

本件事業により、新たな子育て拠点施設としての児童遊戯施設を整備することで、「べにっこひろば」の混雑の解消と安全性の確保が図られ、山形市の子育てしやすい環境づくりの充実が図られるとともに、地域交流の拠点として、子どもから高齢者まで明るく充実した生活を送ることができる地域社会の構築が図られることとなる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業に係る起業地の選定にあたっては、十分な敷地面積の確保、施設利用者の利便性や安全性、経済性等により申請案のほか2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は整形な土地であり十分な敷地面積が確保できるほか、支障物件もなく、また、幹線道路に接しており利便性や安全性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、既存の児童遊戯施設「べにっこひろば」は休日を中心に当初計画していた利用想定をはるかに超える来場者が訪れ、利用者からは混雑の解消と安全性の確保が求められている。また、

「べにつっこひろば」は市の北部に整備されていることから、市全域における子育て支援機能を更に充実させるために、市の南部へ新たな児童遊戯施設の整備が求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、取用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

#### 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

#### 山形県告示第664号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 起業者の名称

山形市

#### 2 事業の種類

山形市立宮浦小学校出入口拡幅事業及びこれに伴う農業用水路付替工事

#### 3 起業地

(1) 収用の部分 山形市宮浦地内

(2) 使用の部分 なし

#### 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市立宮浦小学校出入口拡幅事業（以下「本体事業」という。）は、土地収用法第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により敷地に存する農業用水路の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する「国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本体事業及び関連事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

出入口通路については、現在、児童用及び車両用の二車線となっているが、平成21年度に特別支援教室、平成25年度に放課後児童クラブを設けたことで、登下校の時間帯における児童の送迎車両の往来が増えており、出入口通路での接触事故が危惧されている。更に、通路幅が狭小であることから、校内駐車場への出入庫が停滞するため、隣接する市道において交通渋滞等の交通障害が発生するなど、地域への影響も危惧されており、安全に出入庫できる十分な通路幅が必要となっている。

また、災害時の避難場所・避難所の両方の指定を受けていることから、緊急車両等大型車両の出入庫に十分な通路幅員を確保する必要がある。

本件事業の施行により、登下校時の児童の安全確保や災害時の安全確保が図られるほか、隣接市道の渋滞解消も図られることとなる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地について

起業地の選定については、既存出入口通路の北側に拡幅する案と、南側へ拡幅する案を比較検討した結果、起業地は、利用形態や安全面、経済的な見地から最適なものであることから、土地の有効利用上適正かつ合理的であり、公共の福祉に最も寄与するものであると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、山形市立宮浦小学校の出入口通路については、現在、児童用及び車両用の二車線となっているが、平成21年度に特別支援教室、平成25年度に放課後児童クラブを設けたことで、登下校の時間帯における児童の送迎車両の往来が増えており、出入口通路での接触事故が危惧されている。更に、通路幅が狭小であることから、校内駐車場への出入庫が停滞するため、隣接する市道において交通渋滞等の交通障害が発生するなど、地域への影響も危惧されており、安全に出入庫できる十分な通路幅が必要となっている。

また、災害時の避難場所・避難所の両方の指定を受けていることから、緊急車両等大型車両の出入庫に十分な通路幅員を確保する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成30年8月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人アップルハウス

## (2) 代表者の氏名

伊藤 美千代

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市塩井町塩野3419番地の3

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、就学している障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練及び社会との交流の促進等、障害児の健全育成と障害特性に応じた専門的支援の提供に関する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請のあった年月日

平成30年8月21日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人つくしんぼクラブ

## (2) 代表者の氏名

蓮沼 定弘

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市本町二丁目1番35号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、保育が必要とされる小学校児童に対して、安全な生活の場をつくり、児童の心身ともに健全な発達を支援することと、保護者が安心して働ける環境を整備することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコン 2,707台

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720

## 3 落札者を決定した日 平成30年7月18日

## 4 落札者の名称及び所在地

株式会社管理システム山形本部 山形市松栄二丁目2番1号

## 5 落札金額 143,385,390円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

平成30年6月8日

平成31年度山形県立東桜学館中学校の入学者を次のとおり募集する。

平成30年8月31日

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬

涉

学校名	入学定員	特記
山形県立東桜学館中学校	99	男女別の内訳は同数程度

（注）入学者志願に係る詳細については別記「平成31年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項」に定めるところによる。

## 別記

## 平成31年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項

## 1 志願資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

① 平成31年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業見込みの者で、保護者（親権を行う者又は後見人）とともに山形県内に住所を有する者

② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を承認した者

(2) (1)の②については、次の条件のいずれかを満たす場合とする。

① 県外の小学校等を平成31年3月に卒業見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者

② 県外の小学校等を平成31年3月に卒業見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者

③ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を平成31年3月に修了見込みの者で、入学までに山形県内に住所を有する者

④ 最終学校が外国の現地校であり、平成18年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれ、入学までに山形県内に住所を有する者

## 2 通学区域 県下一円

## 3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

①入学願書 ②調査書 ③志願理由書 ④入学確約書

(2) 個別に必要な書類

①県外等からの志願承認書

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成30年11月26日（月）から同月30日（金）午後3時までに山形県立東桜学館中学校長まで提出する。

## 4 選抜及び選抜結果通知書の発送

選抜は、山形県立東桜学館中学校の教育理念を踏まえ、調査書、適性検査、作文及び面接等に基づき、志願者の能力や適性等を総合的に判定して行う。

(1) 適性検査、作文、面接は、平成31年1月12日（土）に山形県立東桜学館中学校・高等学校で行う。

(2) 選抜結果通知書は、平成31年1月17日（木）午後3時に発送する。

## 5 その他

細部については、平成31年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項によるものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、デジタル乳房X線撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年8月31日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室

- (2) 日時 平成30年10月11日（木）午前11時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び数量 デジタル乳房X線撮影装置 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年2月12日（火）
- (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年9月26日（水）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月20日（木）午後3時までに山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様

適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Digital Mammography: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. October 11, 2018
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233 (22) 5525

平成30年8月31日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年8月31日発行 発行人 山形県